

投資信託説明書 (交付目論見書)

使用開始日 2023.4.26

外国株式

アクティブファンド

セレクション

(ラップ専用)

外国株式アクティブファンドセレクション (ラップ専用)

追加型投信／内外／株式

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象 資産	決算頻度	投資対象 地域	投資 形態	為替 ヘッジ
追加型	内外	株式	その他資産	年1回	グローバル (日本を含む)	ファンド・オブ・ ファンズ	あり (適時ヘッジ)

※属性区分の「投資対象資産」に記載されている「その他資産」とは、投資信託証券(株式 一般)です。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
- 本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。(請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。)

この目論見書により行う「外国株式アクティブファンドセレクション(ラップ専用)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2023年4月25日に関東財務局長に提出しており、2023年4月26日に効力が生じております。

委託会社:三菱UFJ国際投信株式会社※

※2023年10月1日より商号を三菱UFJアセットマネジメント株式会社に変更します。

ファンドの運用の指図等を行います。

金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第404号

設立年月日:1985年8月1日

資本金:20億円

運用投資信託財産の総額:24兆4,691億円

合計純資産総額 (2023年1月31日現在)

ホームページアドレス

<https://www.am.mufig.jp/>

お客さま専用フリーダイヤル

0120-151034 (受付時間:営業日の9:00~17:00)

受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社

ファンドの財産の保管・管理等を行います。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

外国株式を実質的な主要投資対象とし、主として中長期的な値上がり利益の獲得をめざします。

ファンドの特色



投資信託証券への投資を通じて、主として外国株式に投資を行います。

- 投資対象とする投資信託証券については、定性・定量評価等により適宜見直しを行います。また、原則として各投資信託証券の基本投資比率は毎月見直しを行います。なお、2023年4月26日現在、投資対象となっている投資信託証券は以下の通りです。
- 投資信託証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。
- 実質組入外貨建資産については、投資対象とする投資信託証券において為替ヘッジを行う場合があります。

投資対象とする投資信託証券
三菱UFJ 海外株式アクティブマザーファンド
次世代米国代表株マザーファンド
米国株配当貴族インデックスマザーファンド
グローバル・フランチャイズ・ファンド M-2(適格機関投資家専用)※

- ❗ 上記に掲げるすべての投資信託証券に投資を行うとは限りません。また、上記の投資信託証券を通じて、一部、日本株に投資する場合があります。
- ❗ 市況動向等の状況によっては、基本投資比率と異なる運用を行う場合があります。

※ マザーファンドの運用の指図に係る権限を、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドに委託します。

<モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド>

- ・モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントの欧州拠点です。
- ・モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントはモルガン・スタンレーの資産運用部門として世界各国に展開し、様々な運用戦略を世界の投資家に提供しています。

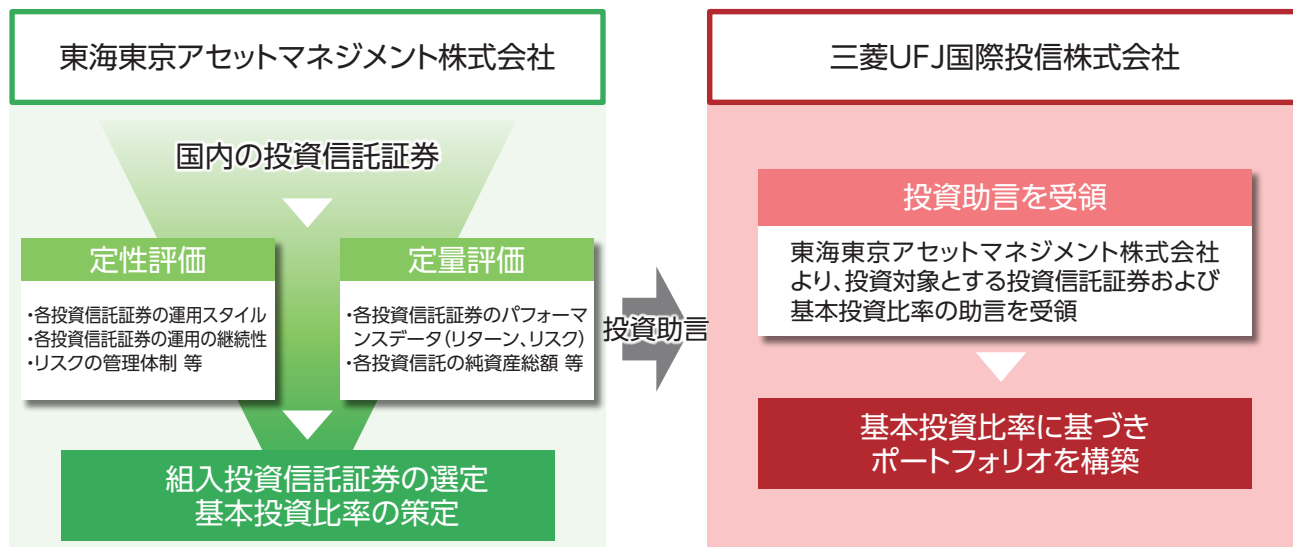
- ❗ 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。



東海東京アセットマネジメント株式会社からの投資助言に基づき運用を行います。

- 投資対象とする投資信託証券および基本投資比率は、東海東京アセットマネジメント株式会社の投資助言に基づき決定します。

■運用プロセスのイメージ



東海東京アセットマネジメント株式会社の概要

設立:2005年7月28日

事業内容:東海東京フィナンシャル・グループの一員として、個人のお客様にはグローバル運用型の投資一任運用サービス「ファンドラップ」を提供し、法人のお客様には「私募投信」を中心とした運用機能を提供しております。

❗ 投資助言者、投資助言の内容、投資助言の有無等については、変更する場合があります。

❗ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

📄 委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)でご覧いただけます。



年1回の決算時(1月26日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。

- 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

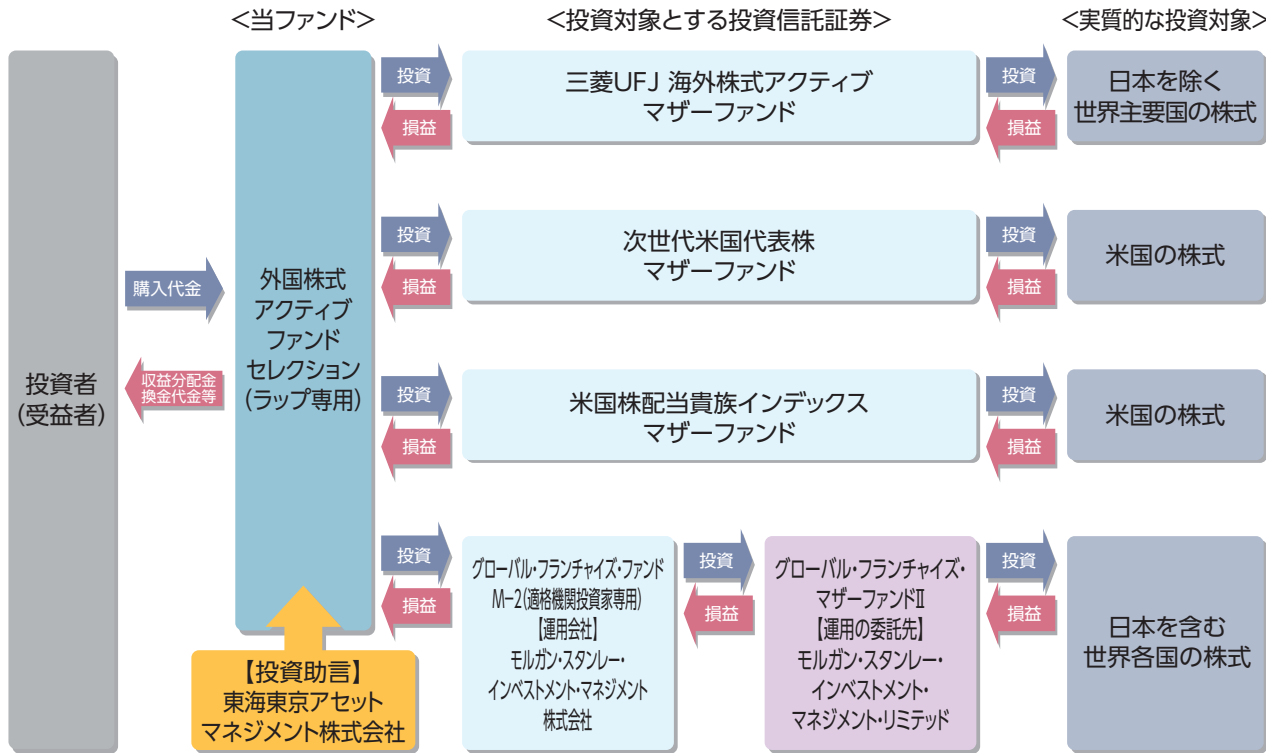
分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

■ファンドの仕組み

ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。

- ・ファンド・オブ・ファンズ方式とは、株式や債券などに直接投資するのではなく、複数の他の投資信託証券に投資するしくみです。



- ❗ 投資対象とする投資信託証券およびその基本投資比率は、東海東京アセットマネジメント株式会社の投資助言に基づき決定します。
- ❗ 上記の投資対象とする投資信託証券のすべてに投資を行うとは限りません。また、今後変更される場合があります。

■ 主な投資制限

株式への投資	株式への直接投資は行いません。
投資信託証券への投資	投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
外貨建資産への投資	外貨建資産への投資割合に制限を設けません。

追加的記載事項

■投資対象とする投資信託証券の概要

三菱UFJ 海外株式アクティブマザーファンド	
形態	証券投資信託
投資態度	・MSCI KOKUSAIインデックス(円換算ベース)をベンチマークとし、これを中長期的に上回る投資成果を目指します。 ・運用にあたっては、カントリーアロケーションと銘柄選択の双方におけるアクティブ戦略により、超過収益の獲得を目指します。カントリーアロケーションについてはマクロシナリオからのトップダウンアプローチにより決定します。また組入銘柄選択については、企業の成長力と株価を評価することにより決定します。さらに、ポートフォリオとベンチマークを比較分析することにより、リスクのチェックとコントロールを行います。 ・組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。ただし、エクスポージャーのコントロール等を目的として為替予約取引等を活用する場合があります。 ・株式の組入比率は高位(通常の状態では90%以上)を基本とします。 ・市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資対象	日本を除く世界主要国の株式
主な投資制限	・株式への投資に制限を設けません。 ・投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・外貨建資産への投資に制限を設けません。 ・有価証券先物取引等を行うことができます。 ・スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。 ・金利先渡し取引および為替先渡し取引は効率的な運用に資するため行うことができます。 ・外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
運用管理費用(信託報酬)	ありません。
その他の費用・手数料	売買委託手数料、資産の保管等に要する費用等がかかる場合があります。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
投資運用会社	三菱UFJ国際投信株式会社
設定日	2000年8月11日
決算日	原則として毎年12月15日
収益分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。



指数について

- ・MSCI KOKUSAI インデックス(MSCIコクサイ インデックス)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。同指数に対する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
- ・S&P500配当貴族指数とは、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCが算出・公表しているS&P500構成銘柄の中から25年間連続増配している企業を抽出し、算出している株価指数です。25年間連続増配している銘柄の数が40を下回った場合には、20年以上連続して増配している銘柄の中から配当利回りの高い順に40銘柄になるまで構成銘柄の追加を行います。それでもなお銘柄数が40に満たない場合には、配当利回りの高い順に40銘柄になるまで構成銘柄の追加を行います。
- ・MSCI ワールド インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の先進国で構成されています。同指数に対する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

次世代米国代表株マザーファンド	
形態	証券投資信託
投資態度	・主として米国において取引されている次世代の米国経済の主役となり得ると投資運用会社が判断した企業の株式に投資を行い、信託財産の成長をめざします。 ・株式への投資にあたっては、今後の経済環境、社会構造に関する見通しを基に、変化に対応し成長が見込まれる投資銘柄を厳選し、30銘柄程度に投資を行います。 ・株式の組入比率は原則として高位を保ちます。 ・組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ・市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資対象	米国の株式
主な投資制限	・株式への投資割合に制限を設けません。 ・新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ・投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・外貨建資産への投資割合に制限を設けません。 ・有価証券先物取引等は価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため行うことができます。 ・スワップ取引は効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため行うことができます。 ・外国為替予約取引は為替変動リスクを回避するため行うことができます。
運用管理費用 (信託報酬)	ありません。
その他の費用・手数料	売買委託手数料、資産の保管等に要する費用等がかかる場合があります。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
投資運用会社	三菱UFJ国際投信株式会社
設定日	2013年5月28日
決算日	原則として毎年3・9月の各7日
収益分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。

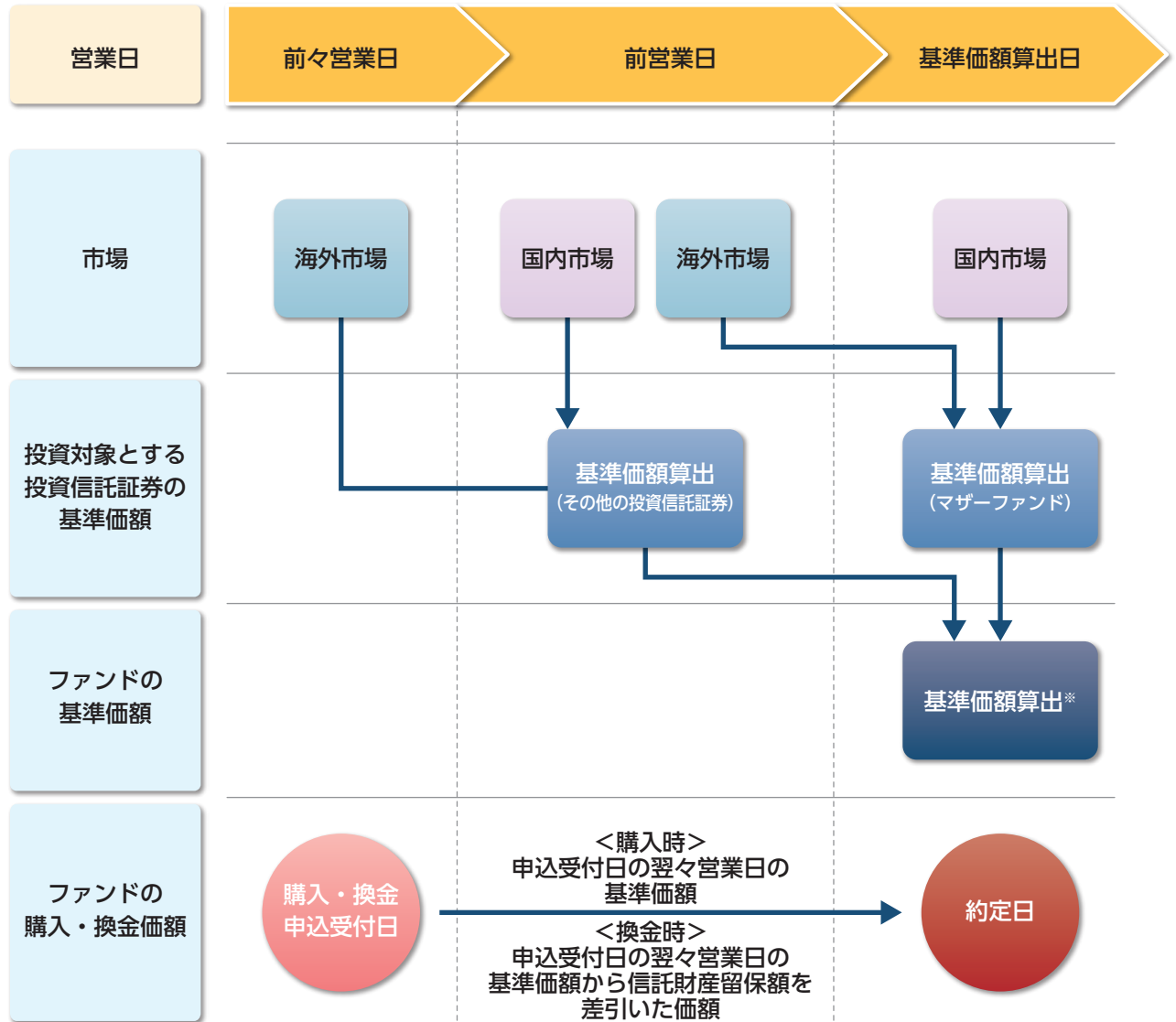
米国株配当貴族インデックスマザーファンド	
形態	証券投資信託
投資態度	・この投資信託は、S&P500配当貴族指数(配当込み、円換算ベース)に連動する投資成果をめざして運用を行います。 ・主として米国の株式に投資を行います。 ・株式の組入比率は高位を維持することを基本とします。 ・対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式の実質投資比率が100%を超える場合があります。 ・組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ・市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資対象	米国の株式
主な投資制限	・株式への投資割合に制限を設けません。 ・新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ・投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・外貨建資産への投資割合に制限を設けません。 ・有価証券先物取引等を行うことができます。 ・スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。 ・外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
運用管理費用 (信託報酬)	ありません。
その他の費用・手数料	売買委託手数料、資産の保管等に要する費用等がかかる場合があります。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
投資運用会社	三菱UFJ国際投信株式会社
設定日	2019年11月29日
決算日	原則として毎年5・11月の各24日
収益分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。

グローバル・フランチャイズ・ファンド M-2(適格機関投資家専用)	
形態	証券投資信託
投資態度	・グローバル・フランチャイズ・マザーファンドⅡ(以下、「マザーファンド」といいます。)受益証券への投資を通じて、主として日本を含む世界各国の株式に投資を行い、投資信託財産の長期的な成長をめざします。 ・有力な無形資産(特許、著作権、ブランド等)を有し、中長期的に株主価値の高い成長をもたらすことが期待される企業を厳選して投資を行います。 ・MSCIワールド・インデックス(円換算ベース)をベンチマークとします。ただし、ベンチマークからの乖離を低減することには重点をおきません。 ・実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ・資金状況、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合もあります。
マザーファンドの投資態度	・主として日本を含む世界各国の株式(預託証券を含みます。)に投資を行います。 ・有力な無形資産(特許、著作権、ブランド等)を有し、中長期的に株主価値の高い成長をもたらすことが期待される企業を厳選し、原則として20銘柄から40銘柄程度に集中投資を行います。 ・投資先企業は、主として以下のような視点に基づいて選定を行います。 - 優れたフランチャイズ、有力な無形資産 - グローバルな成長性 - 資本出資を伴わずに成長するビジネス - 潤沢なキャッシュ・フローに支えられた反復性のあるビジネス - 高い利払い負担能力を有する強固な財務基盤 - 卓越した経営能力 ・MSCIワールド・インデックス(円換算ベース)をベンチマークとします。ただし、ベンチマークからの乖離を低減することには重点をおきません。 ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ・運用の指図に係る権限をモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドに委託します。 ・資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。
主な投資対象	マザーファンド受益証券
主な投資制限	・株式の実質投資割合には制限を設けません。 ・外貨建資産の実質投資割合には制限を設けません。 ・同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。
運用管理費用(信託報酬)	純資産総額の年0.776%(税抜) なお、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を含みます。
その他の費用・手数料	売買委託手数料、監査費用、資産の保管等に要する費用等がかかる場合があります。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	解約請求日の翌営業日の基準価額に0.2%を乗じた額
投資運用会社	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社
設定日	2018年5月17日
決算日	原則として毎年12月1日
収益分配方針	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。 ・分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。 ・分配金額は、投資運用会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額等の場合には投資運用会社の判断で分配を行わないことがあります。 ・収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

■基準価額の適用日について

- ・ファンドは、申込受付日の翌々営業日の基準価額を適用します。
- ・ファンドの基準価額は、投資対象とする投資信託証券の基準価額を基に算出されます。
- ・投資対象とする投資信託証券によって、当該投資信託証券の基準価額のファンドへの適用日が異なります。
- ・投資信託証券の実質的な投資対象とする資産によって、当該資産の評価額がファンドの基準価額に反映される時点は異なります。

<基準価額の算出イメージ図>



※実質的な投資対象資産価格の基準価額への反映について

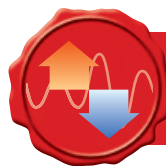
【投資対象とする投資信託証券:マザーファンドの場合】

実質的に投資をする資産について、外国株式は前営業日、国内株式については当日の評価額を反映します。

【投資対象とする投資信託証券:その他の投資信託証券の場合】

実質的に投資をする資産について、外国株式は前々営業日、国内株式については前営業日の評価額を反映します。

*投資対象とする投資信託証券によっては、上図の通りにならない場合があります。
(国内外の祝日等は考慮していません。)



投資リスク

■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

価格変動 リスク

主要投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、実質的に組み入れる株式等の価格変動の影響を受けます。

株式の価格は、株式市場全体の動向のほか、発行企業の業績や業績に対する市場の見通しなどの影響を受けて変動します。組入株式の価格の下落は、基準価額の下落要因となります。

為替変動 リスク

組入外貨建資産については、一部または全部について為替ヘッジを行わない場合があるため、為替変動の影響を受けます。

為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図る部分についても、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、為替ヘッジを行う場合で円金利がヘッジ対象通貨の金利より低いときには、これらの金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

信用リスク

株式の発行企業の経営、財務状況が悪化したり、市場においてその懸念が高まった場合には、株式の価格が下落すること、配当金が減額あるいは支払いが停止されること、倒産等によりその価値がなくなること等があります。

流動性 リスク

株式を売買しようとする際に、その株式の取引量が十分でない場合や規制等により取引が制限されている場合には、売買が成立しなかったり、十分な数量の売買が出来なかったり、ファンドの売買自体によって市場価格が動き、結果として不利な価格での取引となる場合があります。

カントリー・ リスク

ファンドは、新興国の株式等を実質的な投資を行うことがあります。新興国への投資は、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響などを受けることにより、先進国への投資を行う場合に比べて、価格変動・為替変動・信用・流動性のリスクが大きくなる可能性があります。

上記は主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

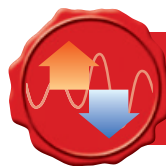
■その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

■リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。



投資リスク

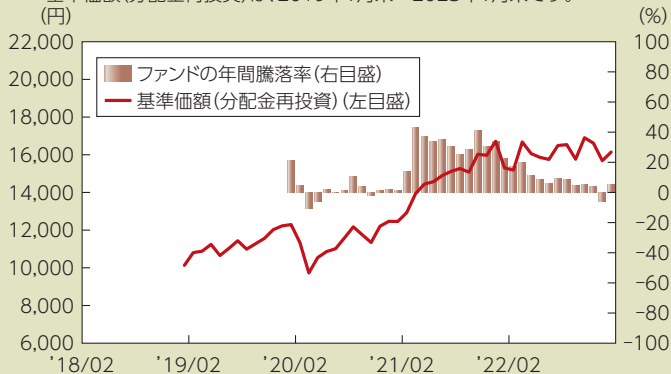
■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

ファンドの年間騰落率は、2020年1月～2023年1月です。

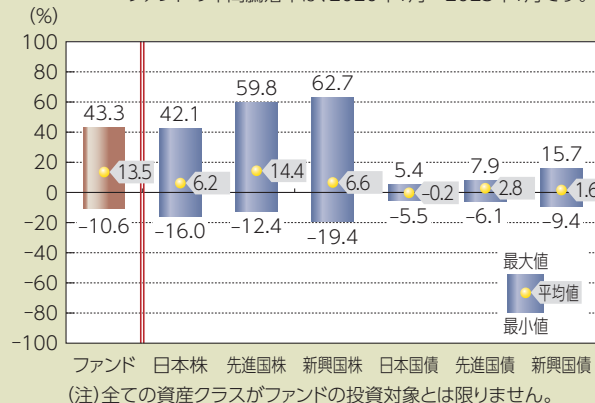
基準価額(分配金再投資)は、2019年1月末～2023年1月末です。



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2018年2月末～2023年1月末)

ファンドの年間騰落率は、2020年1月～2023年1月です。



- ・基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- ・年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ・ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標準又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

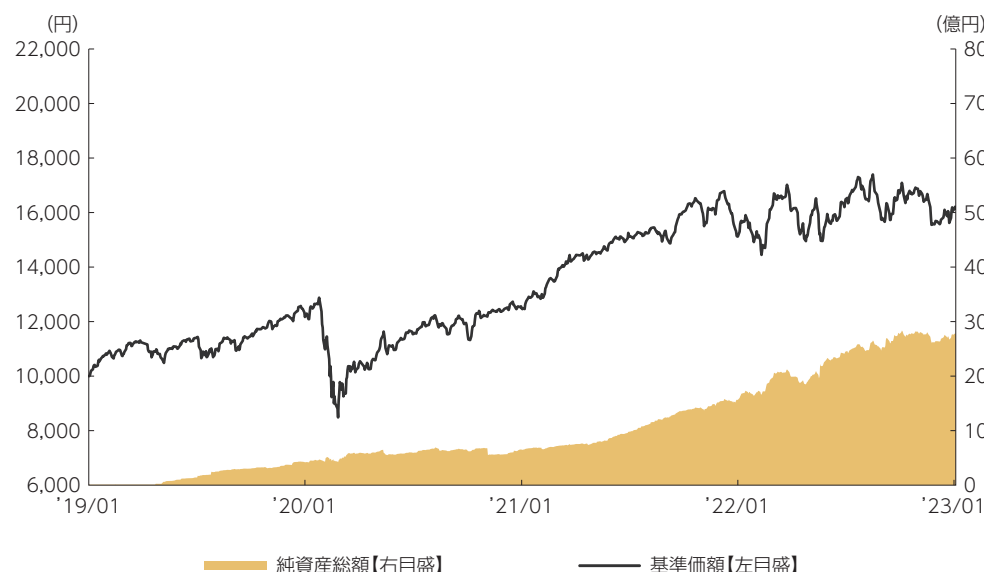
(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。



運用実績

2023年1月31日現在

■基準価額・純資産の推移 2019年1月28日(設定日)～2023年1月31日



- 基準価額は10,000を起点として表示
- 基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	16,145円
純資産総額	27.7億円

•純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2023年1月	0円
2022年1月	0円
2021年1月	0円
2020年1月	0円
設定来累計	0円

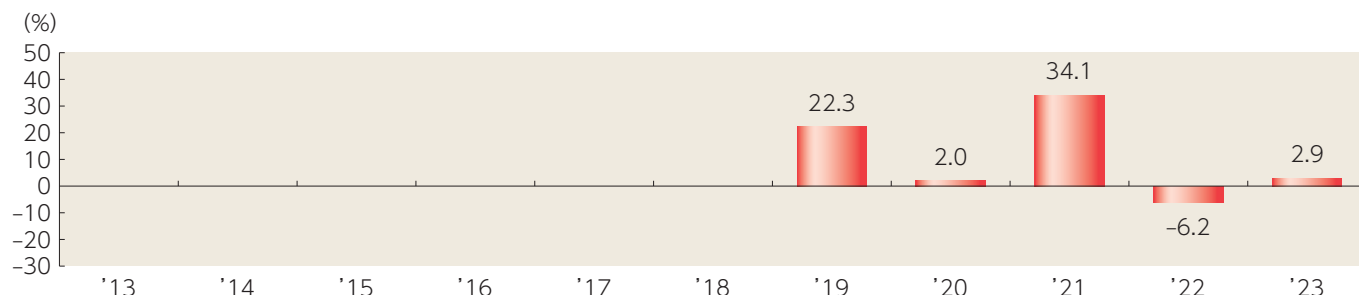
•分配金は1万口当たり、税引前

■主要な資産の状況

組入上位銘柄	比率
1 グローバル・フランチャイズ・ファンド M-2(適格機関投資家専用)	44.0%
2 三菱UFJ 海外株式アクティブマザーファンド	24.9%
3 次世代米国代表株マザーファンド	19.9%
4 米国株配当貴族インデックスマザーファンド	9.3%

•比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

■年間収益率の推移



- 収益率は基準価額で計算
- 2019年は設定日から年末までの、2023年は年初から1月31日までの収益率を表示
- ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。



</

■ファンドの費用・税金



ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌々営業日の基準価額に 0.05% をかけた額

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	当ファンド	日々の純資産総額に対して、 年率1.10%(税抜 年率1.00%)以内^(*) をかけた額 (^(*))当該料率については、投資対象とする投資信託証券および各投資信託証券の基本投資比率を勘案し決定します。ただし、相場急変時において投資対象とする投資信託証券および各投資信託証券の基本投資比率を変更した場合には、変更前の率を維持する場合があります。 ただし、2023年4月26日から次回目論見書改訂時までは、 年率0.594%(税抜 年率0.54%)										
		1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数 / 365)										
		※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。										
		各支払先への配分(税抜)は、次の通りです(2023年4月26日から次回目論見書改訂時まで)。										
		<table><tr><th>支払先</th><th>配分(税抜)</th><th>対価として提供する役務の内容</th></tr><tr><td>委託会社</td><td>0.49%</td><td>ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等</td></tr><tr><td>販売会社</td><td>0.01%</td><td>交付運用報告書等各种書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等</td></tr><tr><td>受託会社</td><td>0.04%</td><td>ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等</td></tr></table>	支払先	配分(税抜)	対価として提供する役務の内容	委託会社	0.49%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等	販売会社	0.01%	交付運用報告書等各种書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等	受託会社
支払先	配分(税抜)	対価として提供する役務の内容										
委託会社	0.49%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等										
販売会社	0.01%	交付運用報告書等各种書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等										
受託会社	0.04%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等										
※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。 ※上記の料率については、委託会社のホームページに掲載されている最新の投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。												
投資対象とする投資信託証券	投資対象ファンドの純資産総額に対して 年率0.38412%(税込)程度^(*) (2023年4月26日現在)(運用および管理等にかかる費用) (^(*))ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬は最大年率0.85360%(税込)です。											
実質的な負担	当該ファンドの純資産総額に対して 年率0.97812%(税込)程度 ※投資対象とする投資信託証券における料率を含めた実質的な信託報酬率(概算値)を算出したものです(2023年4月26日現在)。各投資信託証券への投資比率が変動する可能性や投資信託証券の変更の可能性があること、また別途成功報酬がかかる投資信託証券が含まれる場合があることから、実質的な料率は変動します。したがって事前に固定の料率、上限額等を表示することはできません。 ※上記の料率については、委託会社のホームページに掲載されている最新の投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。											



手続・手数料等

その他の費用・手数料

以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。

- ・監査法人に支払われるファンドの監査費用
- ・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料
- ・投資対象とする投資信託証券における諸費用および税金等
- ・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用
- ・投資対象とする投資信託証券の換金に伴う信託財産留保額
- ・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等

※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の6ヵ月終了時、毎決算時または償還時にファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。



税金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は2023年1月末現在のものです。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

